

セキュリティトークンの他社口座への移管手続きの検討 (清算決済タスクフォース)

2025年2月13日



1. オムニバス口座の経由の要否についての結果報告
2. 移管フロー、帳票様式案の確認
3. 課題検討結果の共有
4. 全体スケジュールの再編成について

1. オムニバス口座の経由の要否についての結果報告

【資料1 参照】

- TF参加者全体（信託銀行、PFを含む）で結果の集計を行い、1位票と2位票の比重を考慮しない場合は、Case 1とCase3が同列一位。
- 一方で、実際に実務を執る証券会社のみの結果を集計すると、Case3がCase 1より優勢。
- よって、本検討においては、Case 3の「個人⇒オムニ⇒オムニ⇒個人」でフローを定める方向で進めることとする。

2. 移管フロー、帳票様式案の確認

【資料2 参照】

- 現時点の移管フロー案、帳票様式案を提示。
- 以下の点について各社のご意見を伺いたい。
 - 上場株式等の場合、特定口座における口座移管については租税特別措置法において帳票名が定められているところ、これをSTに適用する場合、フロー文書内および帳票内でどのように表現するのが適当か？
- 上記の点を含め、現在のフロー案、帳票様式案についてのご意見を「意見照会事項回答票」へご記入の上、**2月20日(木)正午 まで**にご提出いただきたい。

3. 課題検討結果の共有

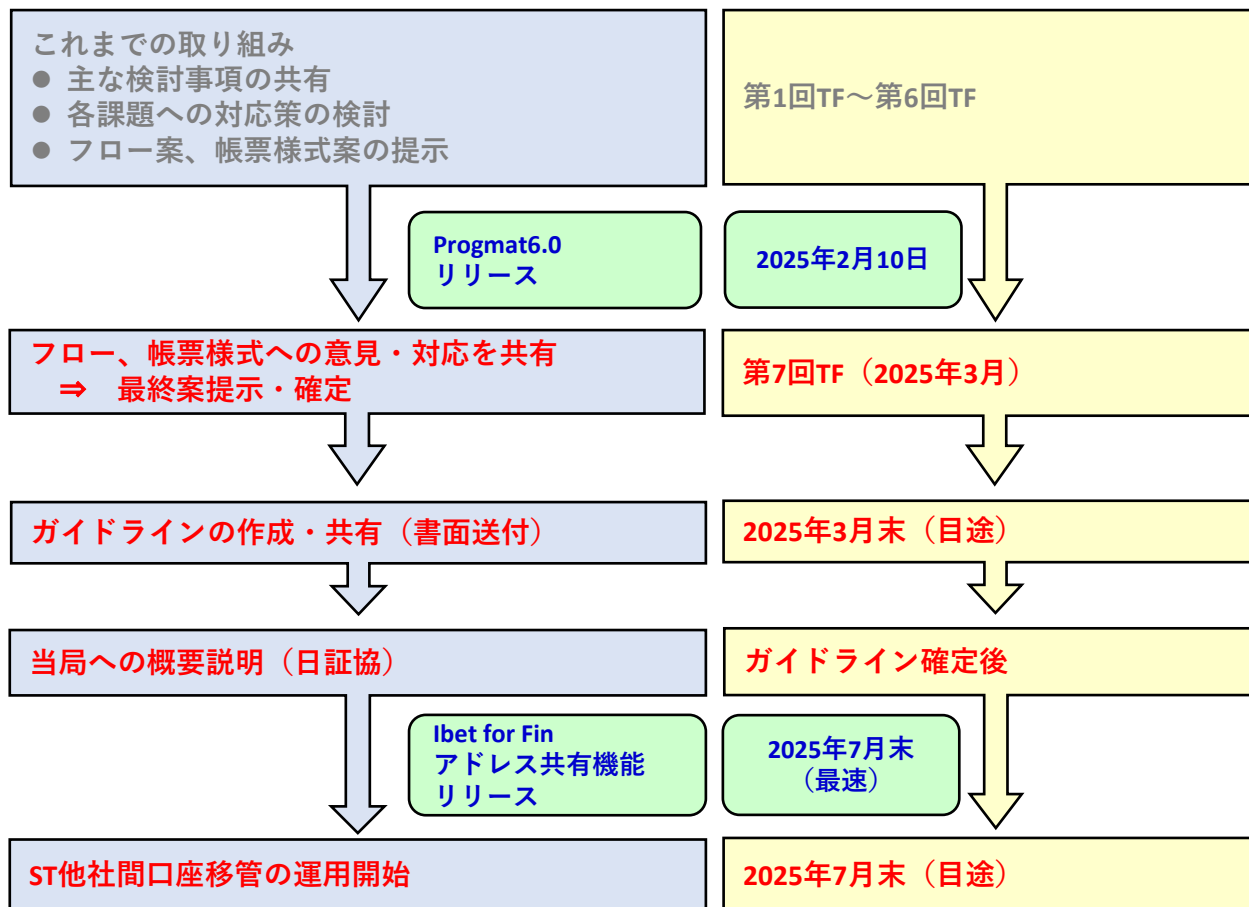
【資料3 参照】

■ オムニバス口座情報の共有方法について

- （前回のTFまでの議論において）移管元の取引参加者が移管先の口座移管用オムニバス口座に係るブロックチェーンアドレスを確認するため、参加者間での共有手段を各PF様にご用意いただくこととした。
- Progmatt様、BOOSTRY様より各PFでの対応について、それぞれご説明いただく。

4. 全体スケジュールの再編成

- アジェンダ 3.において、「ibet for Finでの専用オムニバスアドレスの共有」に係る機能リリースが最速で2025年7月末となる旨のスケジュールが提示された。
- これを受け、ST口座移管スキーム構築のスケジュールを以下のとおり修正することとしたい。



【ST口座移管】1月16日 TFの意見照会事項 回答一覧・集計

全件得票		証券会社得票			
	計	1位	2位	計	
Case1	5	Case1	2	1	3
Case2	1	Case2	0	0	0
Case3	5	Case3	2	2	4
Case4	3	Case4	1	1	2

		ご照会事項		A証券会社		B証券会社		D証券会社		E証券会社		F証券会社				
		【移管時のオムニバス口座利用有無について】		選択	コメント	選択	コメント	選択	コメント	選択	コメント	選択	コメント			
ST口座移管		1位	Case1	<要因> ・現状の国内株式や投信の他社移管において、自己（オムニバス口座）を通して振替を行っていないこと。 ・Case1や4などの「Cons.」に記載されている「移管元での顧客個人のBAが移管先証券会社に開示する・・・」に関し、STは、現状、特定口座の対象残高に該当しており、特定口座対象残高として、振替を行う場合は、顧客名や生年月日等移管事項証明書に記載する項目の情報を移管元から移管先に提示する必要があり、何らかの形で情報を伝達する必要があることから、デメリットには該当しないと考えられる。 ・移管元ならびに移管先、いずれの作業においても、可能な限り最小限の移転指図で振替が可能として欲しいことから、基本的には、「Case4」と考えるが、振替にあたって、 移管元と移管先の間でアカウントアドレス情報をやり取りする必要がなくなる のであれば、「Case1」が最善ではないかと考えている。（ただし、移管先において、氏名・住所などから、振替する口座を特定する作業が必要になり、必要に応じて、移管元へ照会等が発生する可能性があると思われる。特に、大和証券のように複数の部店で口座を保有している場合には、特に口座の特定作業が難しくなると思われる。）	1位	Case3	今回の論点の移管処理以外の部分について、証券会社間で情報を連携する仕組みがないと結局、移管情報のやり取りがメールなどとなり非常に手間がかかるため、外国証券と同じ状況に陥り、原始的な業務からの脱却は程遠い状況となると思っています。 証券会社間で情報連携できる専用ツールなどがあれば効率化できる と思いますが、コスト的に本当に導入するのは各社見合わないと考えているのか知りたいと思っています。	1位	Case1	1位：対個人への直接移転については、移転先の各投資家のBAの受領・管理プロセスの負担、事務ミスの懸念が強く、受け取り側のオムニバス口座設置は最優先の事項だと考えております。なお、移管元をBCに記録として残すことが出来ない点については、特段論点がないものと考えております。 移転元の個人BA移動回数の割愛の観点で個人BAに直接移管する場合を念頭におく場合、プロセスの標準化がより一層慎重になるものだと考えておりますが、その策定自体が相応の負担になるようにも思えます。 2位：移管元でオムニバス口座を設置する利点を大きく感じているわけではありませんが、前述の通り移管先でのオムニバス口座設置が優先度が高い事項として、 次善の策としてCase3 を掲げさせていただきます。	1位	Case3	ST口座移管は、様々なケースを想定して検討した結果、 書面でBCアドレスのやり取りが生じることで業務が煩雑になることを懸念 しており、ケース③一択をお願いできますでしょうか。 将来的にはBCプラットフォーム内での移管完結ができることが望ましいと考えますので、BCプラットフォーム側であるProgmatic/BOOSTRYに働きかけていただくようお願いしたく存じます。	1位	Case4	2位ケース3についてのコメント ・ブロックチェーンアドレスが、各口座管理機関毎で、一定なので、依頼書等は記載しやすいかもしれませんが、当社、他社においても移転処理および残移動に関するオペレーションの数が増えるので、ケース4よりさらに 移管日程がもう数日増える 。 ・移管依頼書の記入ミスは少なくなりそうですが、他商品の移管処理とフローが異なるため、オペリスクも発生しやすい。 ・依頼書の到着前に移管されてしまう場合、オムニバス口座に滞留してしまうリスクがある。
			2位	Case4			2位	Case1	2位	Case3	2位	選択なし	2位	Case3		

ST口座移管	ご照会事項		G社		H社		I社		J社		K社																	
	【移管時のオムニバス口座利用有無について】		選択	コメント	選択	コメント	選択	コメント	選択	コメント	選択	コメント																
	1月16日の清算決済TF内の「2.現状の課題」で提示した「移管元・移管先証券会社における自社オムニバス口座の経由の可否（「口座移管別紙①オムニ経由 Pros.Cons」参照）」について。 ExcelシートにてCase1～4の移転処理方法をあげましたが、御社として最も望ましいCaseと次善の策として望ましいCaseをご回答ください。（ <u>なお、期日までにご回答がない場合については、いずれの移転処理方法でも問題ないとのご意見と見做させていただきます。</u> ） <table><tr><td>Case1</td><td>個人</td><td>⇒</td><td>オムニ⇒個人</td></tr><tr><td>Case2</td><td>個人⇒オムニ</td><td>⇒</td><td>個人</td></tr><tr><td>Case3</td><td>個人⇒オムニ</td><td>⇒</td><td>オムニ⇒個人</td></tr><tr><td>Case4</td><td>個人</td><td>⇒</td><td>個人</td></tr></table> 【「Case4 個人⇒個人」の移転処理方法についての補足事項】 ・オムニバス口座利用の議論は、 ブロックチェーンアドレスの転記ミス等による会社を跨ぐ移転処理における誤移転を抑止する目的 から生じていました。そのため、プラットフォームによるオムニバス口座の管理に議論が及んでいます。一方で、Case4の個人のアドレス間で直接移転処理を実施する場合については、会社を跨ぐ移転処理における誤移転の抑止については、共通化ができませんので各社の独自の対応で実施することとなると考えます。	Case1	個人	⇒	オムニ⇒個人	Case2	個人⇒オムニ	⇒	個人	Case3	個人⇒オムニ	⇒	オムニ⇒個人	Case4	個人	⇒	個人	1位	Case1	(コメントなし)	1位	選択なし	(コメントなし)	1位	Case1	↓以下、Case1とCase3が望ましい理由についての補足事項になります 【前提】 ・各証券会社の移管用オムニアドレスが関係者に共有されている ・移管用オムニアドレスは移管以外の用途では利用されない 【意見】 以下の理由によりCase1、またはCase3が望ましいと想定 ①（Case1・3共通）移転先が常に受け手の証券会社のオムニアドレスとなるため、投資家のBAを収集／指定する必要がなく事務ミスリスクが低い ②（Case1・3共通）ibetにおいては受け手が事前に発行体に対する名義登録する必要があり、Case3だとそれを意識する必要がない （受け手オムニは常に名義登録をしていれば、受け手投資家BAは受け手が受け取ってから名義登録すれば良い） ③（Case1・3共通）受け手としては、オムニに受領したことを検知して、投資家BAに移管する追加の事務が必要。しかし基幹系などでも入庫の手続きなどが必要なため、一連の手続きで実行すれば大きな問題にはならないと想定 ④（Case1・3差異）出し手としては、オムニを経由すると移管実行が2回必要で事務が煩雑化する ⑤（Case1・3差異）オムニを経由することで複数の移管が一時的にオムニに混在管理されるため個別に処理したほうがベターと	1位	Case4
Case1	個人	⇒	オムニ⇒個人																									
Case2	個人⇒オムニ	⇒	個人																									
Case3	個人⇒オムニ	⇒	オムニ⇒個人																									
Case4	個人	⇒	個人																									
	2位	Case2		2位	選択なし		2位	選択なし	2位	Case3		2位	選択なし															

オムニバス経由での移管処理_補足資料

前提

STの移転について、Progmaticには「移転」と「移管」の区分があります。
「移転」の場合、移転の“受渡日”が移転先投資家の“取得日”になりますが、
「移管」の場合は、移転元投資家の“取得日”が移転先投資家の“取得日”に引き継がれます。

<移転の場合>

残高情報

銘柄	投資家名	残高	受渡日	取得日
X不動産ST	投資家A（〇〇証券）	100	2024/10/1	2024/10/1

移転指図

銘柄	移転元投資家	移転先投資家	受渡日	数量	区分
X不動産ST	投資家A（〇〇証券）	投資家A（××証券）	2025/1/1	100	移転

残高情報

銘柄	投資家名	残高	受渡日	取得日
X不動産ST	投資家A（××証券）	100	2025/1/1	2025/1/1

<移管の場合>

残高情報

銘柄	投資家名	残高	受渡日	取得日
X不動産ST	投資家A（〇〇証券）	100	2024/10/1	2024/10/1

移転指図

銘柄	移転元投資家	移転先投資家	受渡日	数量	区分
X不動産ST	投資家A（〇〇証券）	投資家A（××証券）	2025/1/1	100	移管

残高情報

銘柄	投資家名	残高	受渡日	取得日
X不動産ST	投資家A（××証券）	100	2025/1/1	2024/10/1

“移管”の場合、
移転前の取得日を引き継ぎます。

オムニバス口を経由する場合（同日に複数顧客から同一銘柄の移転を依頼された時）

同日に複数顧客から同一銘柄の移転を依頼された場合、オムニバス口に複数顧客から移転されたものが混蔵されるケースが発生し得ると考えております。
混蔵が発生した場合、Progmaticの仕様として、同じ投資家からの移管は「取得日」が古いものから、順に残高を減らすようになっているため、
「オムニバス」→「移管先証券会社顧客口」の移転の処理順に注意する必要があります。

<OKパターン>

残高情報

銘柄	投資家名	残高	受渡日	取得日
X不動産ST	投資家A（〇〇証券）	100	2024/10/1	2024/10/1
X不動産ST	投資家B（〇〇証券）	200	2024/12/1	2024/12/1

移転指図

銘柄	移転元投資家	移転先投資家	受渡日	数量	区分
X不動産ST	投資家A（〇〇証券）	オムニバス（口座移管）	2025/1/1	100	移管
X不動産ST	投資家A（〇〇証券）	オムニバス（口座移管）	2025/1/1	200	移管

残高情報

銘柄	投資家名	残高	受渡日	取得日
X不動産ST	オムニバス（口座移管）	100	2025/1/1	2024/10/1
X不動産ST	オムニバス（口座移管）	200	2025/1/1	2024/12/1

同じオムニバス口座でも、取得日が違
うため、別レコードで管理されます。

移転指図

銘柄	移転元投資家	移転先投資家	受渡日	数量	区分
X不動産ST	オムニバス（口座移管）	投資家A（××証券）	2025/1/1	100	移管
X不動産ST	オムニバス（口座移管）	投資家B（××証券）	2025/1/1	200	移管

残高情報

銘柄	投資家名	残高	受渡日	取得日
X不動産ST	投資家A（××証券）	100	2025/1/1	2024/10/1
X不動産ST	投資家B（××証券）	200	2025/1/1	2024/12/1

<NGパターン>

残高情報

銘柄	投資家名	残高	受渡日	取得日
X不動産ST	投資家A（〇〇証券）	100	2024/10/1	2024/10/1
X不動産ST	投資家B（〇〇証券）	200	2024/12/1	2024/12/1

移転指図

銘柄	移転元投資家	移転先投資家	受渡日	数量	区分
X不動産ST	投資家A（〇〇証券）	オムニバス（口座移管）	2025/1/1	100	移管
X不動産ST	投資家A（〇〇証券）	オムニバス（口座移管）	2025/1/1	200	移管

残高情報

銘柄	投資家名	残高	受渡日	取得日
X不動産ST	オムニバス（口座移管）	100	2025/1/1	2024/10/1
X不動産ST	オムニバス（口座移管）	200	2025/1/1	2024/12/1

移転指図

銘柄	移転元投資家	移転先投資家	受渡日	数量	区分
X不動産ST	オムニバス（口座移管）	投資家B（××証券）	2025/1/1	200	移管
X不動産ST	オムニバス（口座移管）	投資家A（××証券）	2025/1/1	100	移管

移転順を誤り、
オムニバス→投資家Bへの移転を
先に実行

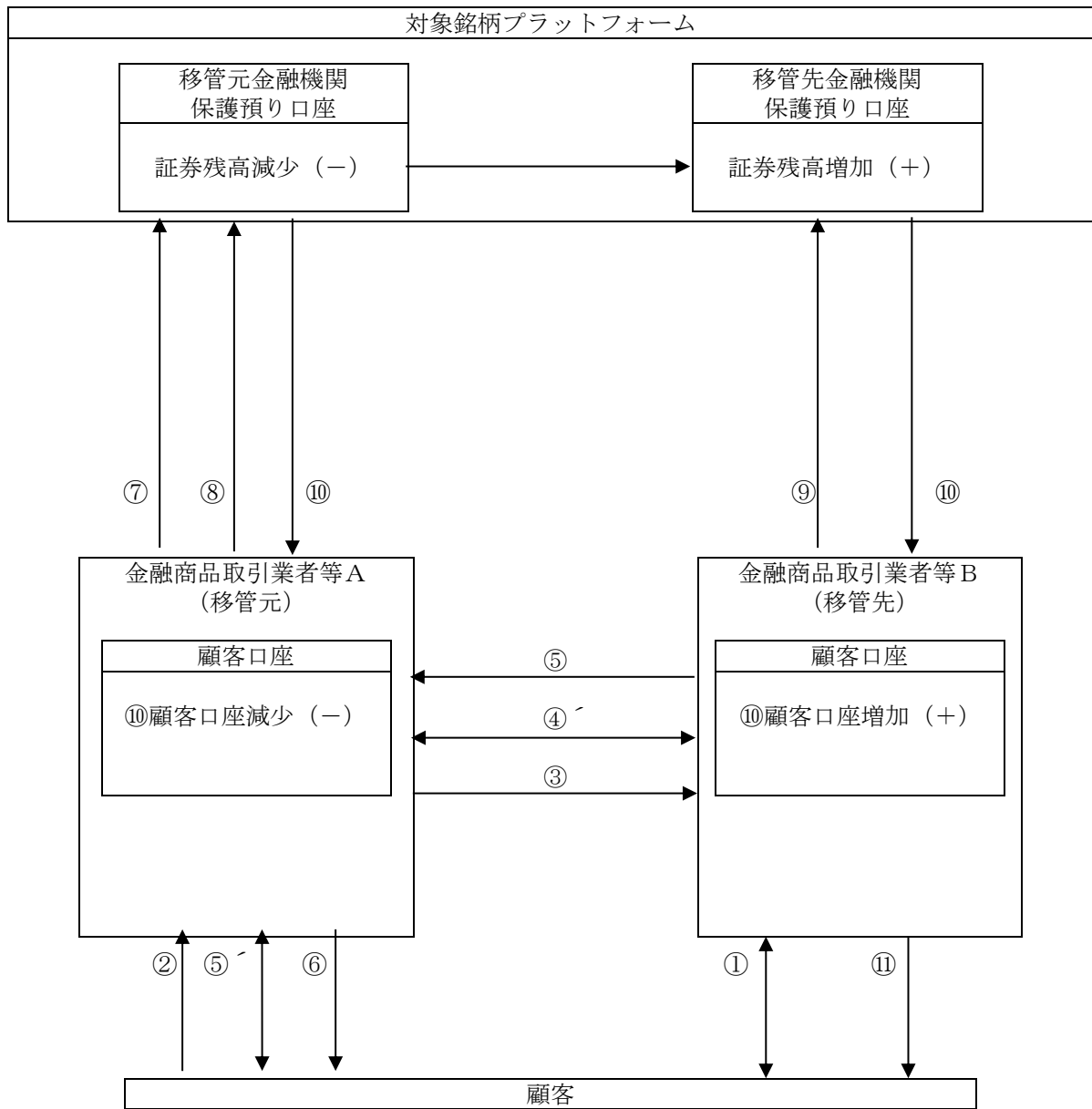
残高情報

銘柄	投資家名	残高	受渡日	取得日
X不動産ST	投資家A（××証券）	100	2025/1/1	2024/12/1
X不動産ST	投資家B（××証券）	100	2025/1/1	2024/10/1
X不動産ST	投資家B（××証券）	100	2025/1/1	2024/12/1

同じ投資家からの移管は「取得日」が古いものから順に実行される仕様のため、
「取得日：2024/10/1」のデータが投資家Bの残高として残ります。
→必ず「取得日」が古いものから移管する業務規約が生じる。
「取得日」を確認するには、受託者⇄証券会社間でのコミュニケーションが発生す
ると思われ、オムニバスを経由することで非効率・高リスクになる可能性あり。

以上

セキュリティトークン（受益証券発行信託、公社債）の一般口座間移管に係る標準処理フロー

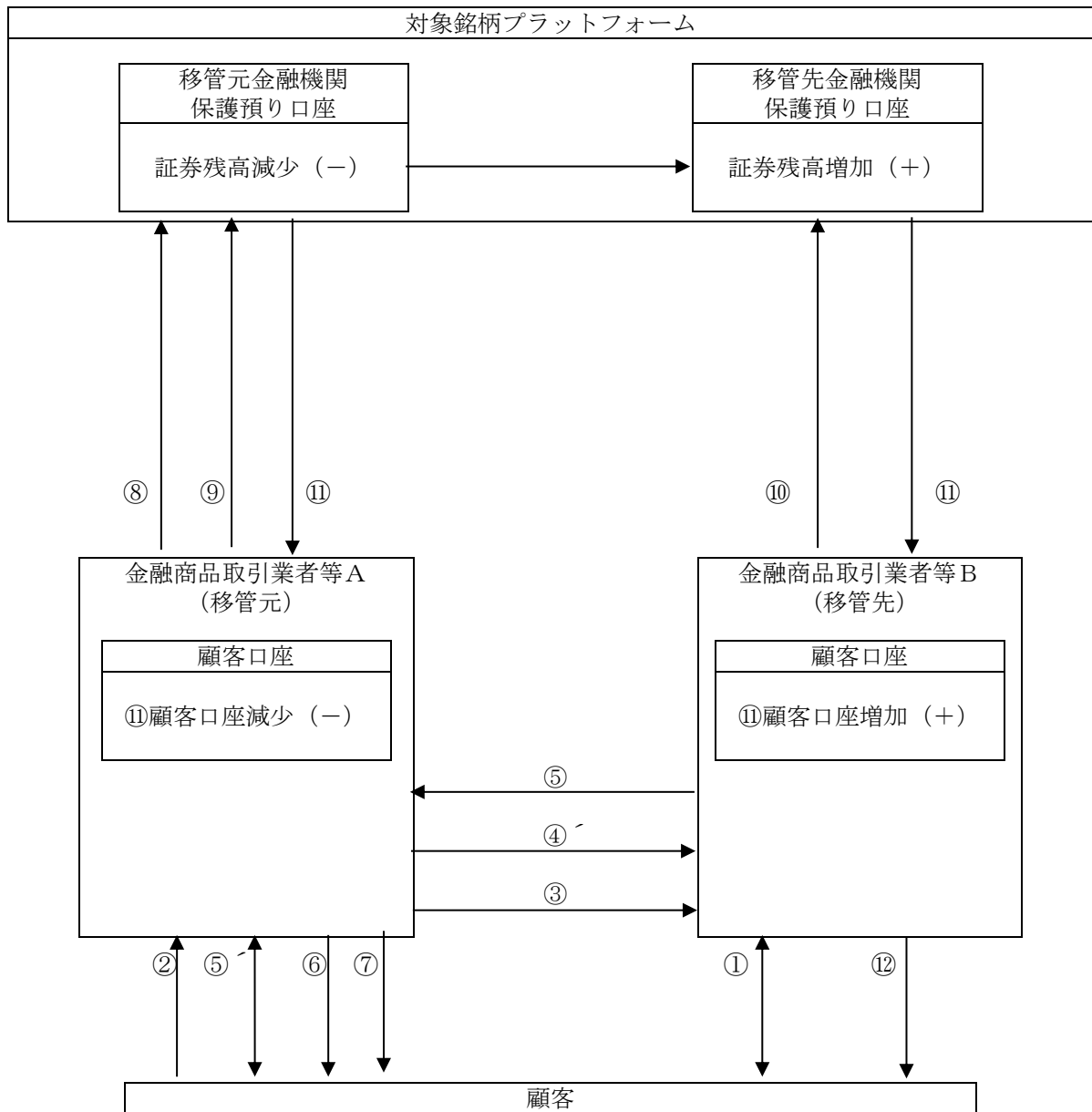


- ① 顧客は、金融商品取引業者等B（移管先）に対し、電話等により移管を希望するセキュリティトークンの銘柄名、数量、通貨、利率・償還日等を連絡し、受入れの可否を確認する。金融商品取引業者等B（移管先）は、必要に応じて本社所管部署に確認した上で、受入れ可否について回答する。
- ② 顧客は、金融商品取引業者等A（移管元）に対し、「セキュリティトークン移管依頼書」（以下、移管依頼書）を提出する。
- ③ 金融商品取引業者等A（移管元）本社所管部署は、移管先の金融商品取引業者等B本社所管部署に電話連絡の上、移管依頼書を受け入れてから2営業日以内に移管依頼書の内容及び移管指定日（原則として依頼書受け入れから4営業日、制約がある場合は適宜調整）をExcelファイルに入力し、メールにより送付する。
- ④ 金融商品取引業者等A（移管元）の本社所管部署は、顧客の依頼から3営業日以内に移管依頼書に基づき、プラットフォーム等から提供される振替先決済集約口座の決済情報の確認を行う。
- ④´ 口座の確認が取れない場合、金融商品取引業者等A（移管元）本社所管部署は、金融商品取引業者等B（移管先）本社所管部署に対して電話等により直接確認を行う。
- ⑤ 金融商品取引業者等B（移管先）本社所管部署は、受入不可の対象や売却制限等の制約事項、移管指定日の不都合がある、もしくは金融商品取引業者A（移管元）から振替先の確認ができないことの申し出があった場合はその旨を移管依頼書に記載し、顧客の依頼から3営業日以内に金融商品取引業者等A（移管元）本社所管部署に電話連絡の上、メールにより回答する。
- ⑤´ 金融商品取引業者等B（移管先）から「否」又は制約事項などがある旨の回答を受領した場合、金融商品取引業者A（移管元）は顧客に連絡し、移管対象銘柄を確認（銘柄の一部であっても移管するか、制約事項があっても移管するかという意味確認）する。
- ⑥ 金融商品取引業者等A（移管元）は顧客に各社の運用に応じた方法で受入可否の確認結果を通知する。
- ⑦ 金融商品取引業者等A（移管元）は移管予定日にプラットフォームに移転指図を送付し、対象口座から金融商品取引業者等A（移管元）決済集約口座への移管を行う。
- ⑧ 金融商品取引業者等A（移管元）は移管予定日にプラットフォームに移転指図を送付し、金融商品取引業者等A（移管元）決済集約口座から金融商品取引業者等B（移管先）決済集約口座への移管を行う。
- ⑨ 金融商品取引業者等B（移管先）は金融商品取引業者等B（移管先）決済集約口座に金融商品取引業者等A（移管元）から対象銘柄が移転されたことを確認の上、プラットフォームに移転指図を送付し、金融商品取引業者等B（移管先）決済集約口座から対象口座への移管を行う。
- ⑩ 金融商品取引業者等A（移管元）・金融商品取引業者等B（移管先）は相互にプラット

フォーム上にて決済完了の確認を行った上で金融商品取引業者等A（移管元）は顧客口座より移管証券を出庫する。金融商品取引業者等B（移管先）は顧客口座に移管証券を入庫する。

- ⑪ 金融商品取引業者等B（移管先）は、顧客に「セキュリティトークン移管完了報告書」（様式は任意）を交付するなど、各社の運用に応じた方法で移管が完了した旨を連絡する。

セキュリティトークン（受益証券発行信託、公社債）の特定口座間移管に係る標準処理フロー



注 下線部は、特定口座間移管フローにおいて一般口座間移管とは異なる手続の内容、書類名等を示す。

- ① 顧客は、金融商品取引業者等 B（移管先）に対し、電話等により移管を希望するセキュリティトークン（以下、ST）の銘柄名、数量等を連絡し、受入れの可否を確認する。この際、金融商品取引業者等 B（移管先）は、当該移管が同一名義間によるものか、異名義間によるものかなどを顧客に確認し、必要に応じて本社所管部署に確認した上で、受入れ可否について回答する。
- ② 顧客は、金融商品取引業者等 A（移管元）に対し、「特定口座内保管上場株式等移管依頼書（以下、「移管依頼書」という。）」を提出する。

移管依頼書には、以下の事項を記載することとされている。移管依頼書の参考様式については、別紙 1 参照。

- イ) 特定口座内保管上場株式等移管依頼書を提出する者の氏名、生年月日及び住所
- ロ) 移管元の金商業者等の営業所の名称及び所在地並びに移管先の金商業者等の営業所の名称及び所在地
- ハ) 移管元の特定口座から移管先の特定口座へ移管を依頼する旨及びその移管を希望する年月日
- ニ) 移管元の特定口座の名称並びに移管先の特定口座の名称及び記号又は番号
- ホ) 移管をしようとする特定口座内上場株式等の種類、銘柄及び数（受益証券発行信託にあつては口数、公社債にあつては額面金額）
- ヘ) その他参考となるべき事項

- ③ 金融商品取引業者等 A（移管元）本社所管部署は、移管先の金融商品取引業者等 B 本社所管部署に電話連絡の上、次の A 及び B に掲げる書類を送付（※）する。この場合において、移管先の金融商品取引業者等 B は、当該書類の送付がない場合には、特定口座内保管上場株式等の移管を受けてはならない。

※ 当該書類の交付は電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供によって行う。

※ 電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供として Excel ファイルをそのまま移管先の金融商品取引業者等に送付する場合は、改ざんや意図しない編集を防止するため、シート保護機能等を利用して記載内容を保護することが考えられる。

(移管元の金融商品取引業者等から移管先の金融商品取引業者等に送付する書類)

A トークンアドレス等を記入した「移管依頼書」の写し (Excel ファイルに転記したもの)

B 移管元の証券会社の営業所の長により作成された次に掲げる事項の記載がある「特定口座内保管上場株式等の移管事項証明書 (別紙 2 参照)」。(※)

- イ) 当該移管に係る特定口座内保管上場株式等を銘柄ごとに区分し、当該移管をした時に譲渡があったものとした場合の取得費等の額として計算される金額に相当する金額 (当該移管に要する費用がある場合には、その費用を含む。)
- ロ) 当該移管に係る特定口座内保管上場株式等の取得の日及び当該取得の日に係る特定口座内保管セキュリティトークン等の数
- ハ) 当該移管が移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部の移管か一部の移管かの別及び一部の移管である場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等はすべて移管される特定口座内保管上場株式等に含まれる旨
- ニ) 移管を依頼した居住者等の氏名、生年月日及び住所
- ホ) 移管元の特定口座の名称
- ヘ) 移管をしようとする特定口座内上場株式等の種類、銘柄及び数 (受益証券発行信託にあつては口数、公社債にあつては額面金額)
- ト) 移管予定年月日

※ 特定口座内保管上場株式等の移管事項証明書については、郵便番号、電話番号、住所のフリガナ及び氏名のフリガナの記載は不要。

- ④ 金融商品取引業者等 A (移管元) の本社所管部署は、顧客の依頼から 3 営業日以内に移管依頼書に基づき、プラットフォーム等から提供される振替先決済集約口座の決済情報
の確認を行う。
- ④' 口座の確認が取れない場合、金融商品取引業者等 A (移管元) 本社所管部署は、金融商品取引業者等 B (移管先) 本社所管部署に対して電話等により直接確認を行う。
- ⑤ 金融商品取引業者等 B (移管先) 本社所管部署は、受入不可の対象や売却制限等の制約事項、移管指定日の不都合がある、もしくは金融商品取引業者 A (移管元) から振替先の確認ができないことの申し出があった場合はその旨を移管依頼書に記載し、顧客の依頼から 3 営業日以内に金融商品取引業者等 A (移管元) 本社所管部署に電話連絡の上、メールにより回答する。
- ⑤' 金融商品取引業者等 B (移管先) から「否」又は制約事項などがある旨の回答を受領した場合、金融商品取引業者 A (移管元) は顧客に連絡し、移管対象銘柄を確認 (銘柄の一部であっても移管するか、制約事項があっても移管するかの意思確認) する。
- ⑥ 金融商品取引業者等 A (移管元) は顧客に受入可否の確認結果等を記入した「特定口座

内保管上場株式等移管受付整理票」(様式は任意・参考様式は別紙3参照)を交付するなど、各社の運用に応じた方法で受入可否の確認結果を通知する。)

- ⑦ 金融商品取引業者等Aは、顧客に、③Bの(イ)、(ロ)及び(ト)に掲げる事項を書面により通知(※)する。

※ 書面による通知には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による通知も含まれる

- ⑧ 金融商品取引業者等A(移管元)は移管予定日にプラットフォームに移転指図を送付し、対象口座から**金融商品取引業者等A(移転元)**決済集約口座への移管を行う。
- ⑨ 金融商品取引業者等A(移管元)は移管予定日にプラットフォームに移転指図を送付し、金融商品取引業者等A(移転元)決済集約口座から金融商品取引業者等B(移転先)決済集約口座への移管を行う。
- ⑩ 金融商品取引業者等B(移管先)は、金融商品取引業者等B(移管先)決済集約口座に金融商品取引業者等A(移管元)から対象銘柄が移転されたことを確認の上、プラットフォームに移転指図を送付し、金融商品取引業者等B(移転先)決済集約口座から対象口座への移管を行う。
- ⑪ 金融商品取引業者等A(移管元)・金融商品取引業者等B(移管先)はそれぞれプラットフォーム上にて決済完了の確認を行った上で金融商品取引業者等A(移管元)は顧客口座より移管証券を出庫すると同時に、特定口座元帳からも減額(出庫)手続きを行う。金融商品取引業者等B(移管先)は顧客口座に移管証券を入庫すると同時に、特定口座元帳への増額(入庫)手続きを行う。
- ⑫ 金融商品取引業者等B(移管先)は、顧客に「セキュリティトークン移管完了報告書」(様式は任意)を交付するなど、各社の運用に応じた方法で移管が完了した旨を連絡する。

セキュリティトークン
特定口座内保管上場株式等移管依頼書

ご依頼日 年 月 日

〇〇株式会社

ご住所	〒	お電話番号	
	(フリガナ)		
ご氏名	(フリガナ)	生年月日	

租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項の規定に基づき、次の①から④の事項に同意の上、下記に示す移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を移管先の特定口座に移管することを依頼いたします。

- ① 貴社の責に帰す事由以外で移管が行えなかった場合、私が生じ一切貴社に迷惑をかけないこと。
- ② 貴社が移管手続上、本依頼書の内容を移管先（受方）金融商品取引業者等に連絡すること。
- ③ 移管証券が移管先（受方）金融商品取引業者等の取扱銘柄でない場合は移管が行えないこと。
- ④ 移管先（受方）金融商品取引業者等によっては売却制限等の制限事項があること

移管予定 年 月 日	日付指定：1 可能な限り早い日：2	←日付指定の場合は「1」、可能な限り早い日の場合は「2」を記入してください。日付指定の場合は受付日より〇営業日以降の日をご指示ください。 なお、移管希望日に移管できない場合がありますので、その場合には弊社より御連絡いたします。ご希望が無い場合は必ず「2」とご記入ください。 「2」を記入された場合、弊社での最短の日程で移管手続を行います。
	年 月 日（日付指定の場合）	

移管元（渡方）口座明細

金融商品取引業者等名	部支店コード	部支店の所在地	口座番号

移管先（受方）口座明細

金融商品取引業者等名	部支店コード	部支店の所在地	口座番号

移管元（渡方）社用覧

金融商品取引業者等名称	部室店名	移管完了日

移管先（受方）社用欄

受入記帳日	確認

上場株式等の明細（明細欄が足りない場合は、Excelの行数を増やしてご対応ください）

移管元（渡方）記入欄

移管先（受方）記入欄

種類	銘柄名	数量	プラットフォーム	トークンアドレス	備考	受入可否	その他の制約事項	備考
		受益証券発行信託：口 債券：額面金額(円)				可：1 否：2		

受益証券発行信託：口
債券：額面金額(円)

本欄でどのレベルまで表現するか？
単に「ST」とするか、「不動産ST」「債券ST」と表現するか？⇒処理フローにコメントの通りです。

取引店

口座番号

セキュリティトークン移管依頼書

〇〇〇〇株式会社

ご依頼日

平成

年

月

日

お と こ ろ	〒（ ） 電話番号（ ）－（ ）－（ ）	
	(フリガナ)	
お な ま え	(フリガナ)	お届出印

- 次の①から④の事項に同意の上、セキュリティトークンについて下記のとおり移管手を依頼します。
- ①

貴社の責に帰す事由以外で移管が行えなかった場合、私とその責に任じ一切貴社に迷惑をかけないこと。
- ②

貴社が移管手続上、本依頼書の内容を移管先（受方）金融商品取引業者等に連絡すること。
- ③

移管証券が移管先（受方）金融商品取引業者等の取扱銘柄でない場合は移管が行えないこと。
- ④

移管先（受方）金融商品取引業者等によっては売却制限等の制約事項があること。

移管先(受方)口座明細

金融商品取引業者等名	部支店名（コード）	口座番号	口 座 名
	（ ）		

セキュリティトークンの明細

移管元（渡方）記入欄

移管先（受方）記入欄

銘 柄 名	数 量	プラット フォーム	トークンアドレス	備考欄	受入れの 可否	その他の 制約事項	備考欄
					可・否		
					可・否		
					可・否		
					可・否		
					可・否		

移管元（渡方）記入欄

移管先（受方）記入欄

決済口座情報		
--------	--	--

移管元（渡方）社用欄

移管先（受方）社用欄

金融商品取引業者等名称 〇〇〇〇	部室店名 〇〇〇〇	移管完了日
---------------------	--------------	-------

受入記帳日	検印
-------	----

セキリティトークン移管受付票

〇〇〇〇株式会社

ご依頼日 平成 年 月 日

お と こ ろ	〒 () 電話番号 () - () - ()
	(フリガナ)
お な ま え	(フリガナ)

移管先(受方)口座明細

金融商品取引業者等名	部支店名 (コード)	口座番号	口 座 名
	()		

セキュリティトークンの明細

銘 柄 名	数量				トークンアドレス	その他の 制約事項

セキュリティトークンについて、上記のとおり口座移管の申し出を受付いたしました。なお、移管先の金融商品取引業者等から口座移管完了の御連絡があるまで本受付票を大切に保管ください。本受付票は、お客さまからの移管の申し出を受け付けた旨の書面であり、譲渡、売買、質入、セキュリティトークンとの引き換え等は出来ません。また、移管が完了するまで上記のセキュリティトークンの売却は、原則、出来ません。

年 月 日

〇〇〇〇株式会社

(取扱店)

社印

責任者印

セキュリティトークン移管完了報告書

ご依頼日：	年	月	日
完了日：	年	月	日

様

〇〇〇〇株式会社

社印

先日ご依頼いただきました以下のセキュリティトークンの当社への移管が完了いたしましたのでご報告申し上げます。

銘柄コード	銘柄名	数量				その他の 制約事項

○セキュリティトークン特定口座内保管上場株式等移管事項証明書

租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項の規定に基づき、乙が甲に対し、次の事項を証明する書類として、当書面を送付いたします。

記載事項	記載欄	記載上の注意
送付日		(YYYYMMDD)
提出先証券会社名(甲)		
提出先証券会社名(証券会社コード)		半角数字
提出元証券会社名(乙)		
提出元証券会社名(証券会社コード)		半角数字
顧客情報(住所)		
顧客情報(氏名)		
顧客情報(生年月日)		(YYYYMMDD)
移管予定年月日①		※1：日付指定、2：可能な限り早い日
移管予定年月日②		(YYYYMMDD)
移管元(渡方)情報(部支店コード)		
移管元(渡方)情報(口座番号)		
移管先(受方)情報(部支店コード)		
移管先(受方)情報(口座番号)		
全部移管・一部移管(同一銘柄については全て移管)の別		半角数字 ※1：全部、2：一部

上場株式等の明細(明細欄が足りない場合は、Excelの行数を増やしてご対応ください)

種類	トークンアドレス	銘柄名	数量	取得の日	取得価額

○セキュリティトークン相続上場株式等（贈与・相続・遺贈）移管事項証明書

租税特別措置法施行令第25条の10の2第17項の規定に基づき、**乙が甲に対し**、次の事項を証明する書類として、当書面を送付いたします。

記載事項	記載欄	記載上の注意
送付日		(YYYYMMDD)
提出先証券会社名(甲)		
提出先証券会社名(証券会社コード)		半角数字
提出元証券会社名(乙)		
提出元証券会社名(証券会社コード)		半角数字
顧客情報(住所)		
顧客情報(氏名)		
顧客情報(生年月日)		(YYYYMMDD)
移管予定年月日①		※1：日付指定、2：可能な限り早い日
移管予定年月日②		(YYYYMMDD)
移管元(渡方)情報(部支店コード)		
移管元(渡方)情報(口座番号)		
移管先(受方)情報(部支店コード)		
移管先(受方)情報(口座番号)		
全部移管・一部移管(同一銘柄については全て移管)の別		半角数字 ※1：全部、2：一部

上場株式等の明細（明細欄が足りない場合は、Excelの行数を増やしてご対応ください）

種類	トークンアドレス	銘柄名	数量	取得の日	取得価額	備考

<留意事項>

1. 「全部移管・一部移管（同一銘柄については全て移管）の別」

「全部移管・一部移管（同一銘柄については全て移管）の別」の記載については、上記証明書を商品毎に異なる様式で作成している場合には、商品毎に全部移管・一部移管を判断する（例えば、外国株式と外国投資信託を特定口座で保有する顧客から受けた移管依頼の内容が、外国株式については全部、外国株式投資信託については一部である場合は、投資信託の証明書には「一部移管」、株式の証明書には「全部移管」と記載する。）。

一方、商品の区別なく上記証明書を全商品共通の様式としている場合には、特定口座内保管上場株式等全体として全部移管・一部移管を判断する（前述の例の場合には、特定口座内保管上場株式等の一部の移管となるため、「一部移管」と記載する。）。

2. 相続上場株式等（贈与・相続・遺贈）移管事項証明書の備考欄

相続上場株式等（贈与・相続・遺贈）移管事項証明書の備考欄には、当該移管が贈与に伴うものである場合には、銘柄毎に、当該移管に係る同一銘柄の上場株式等の全部が移管されるのか一部が移管されるのかを記載すること。

特定口座内保管上場株式等移管受付整理票

〇〇〇〇株式会社

ご依頼日	年	月	日
------	---	---	---

お と こ ろ	〒 () お電話 () - () - ()
	(フリガナ)
お な ま え	(フリガナ)

移管希望日	年	月	日
-------	---	---	---

移管元(渡方)口座明細

金融商品取引業者等名	部支店名 (コード)	部支店の所在地	口座番号
	()		

移管先(受方)口座明細

金融商品取引業者等名	部支店名 (コード)	部支店の所在地	口座番号
	()		

セキュリティトークンの明細

種類	銘柄名	数量						トークンアドレス	その他の 制約事項

セキュリティトークンについて、上記のとおり口座移管の申し出を受付いたしました。なお、移管先の金融商品取引業者等から口座移管完了の御連絡があるまで本受付票を大切に保管ください。本受付票は、お客さまからの移管の申し出を受け付けた旨の書面であり、譲渡、売買、質入、セキュリティトークンとの引き換え等は出来ません。また、移管が完了するまで上記のセキュリティトークンの売却は原則出来ません。

年 月 日
〇〇〇〇株式会社
(取扱店)

責任者

相 続 上 場 株 式 等 移 管 受 付 票

〇〇〇〇株式会社

ご 依 頼 日	年	月	日
---------	---	---	---

お と こ ろ	〒 () お電話 () - () - ()
	(フリガナ)
お な ま え	(フリガナ)

贈与者・被相続人・包括遺贈者の氏名	(フリガナ)	死亡年月日 年 月 日
贈与者の贈与時における住所又は被相続人・包括遺贈者の死亡時における住所	〒□□□ - □□□□ お電話 () - () - ()	
	(フリガナ)	

移 管 希 望 日	年 月 日
-----------	-----------------------------

移管元(渡方)相続等口座明細

金融商品取引業者等名	部支店名 (コード)	部支店の所在地	口座番号
	()		

移管先(受方)特定口座明細

金融商品取引業者等名	部支店名 (コード)	部支店の所在地	口座番号
	()		

セキュリティトークンの明細

種類	銘 柄 名	数 量				トークンアドレス	その他の 制約事項

セキュリティトークンについて、上記のとおり口座移管の申し出を受付いたしました。なお、移管先の金融商品取引業者等から口座移管完了の御連絡があるまで本受付票を大切に保管ください。本受付票は、お客さまからの移管の申し出を受け付けた旨の書面であり、譲渡、売買、質入、セキュリティトークンとの引き換え等は出来ません。また、移管が完了するまで上記の外国証券の売却は原則出来ません。

年 月 日
〇〇〇〇株式会社
(取扱店)

責任者

別紙 4

セキュリティトークン移管完了報告書

ご依頼日：	年	月	日
完了日：	年	月	日

様

〇〇〇〇株式会社

先日ご依頼いただきました以下のセキュリティトークンの当社への移管が完了いたしましたのでご報告申し上げます。

銘柄コード	銘柄名	数量						その他の 制約事項